

令和8年度 空港整備事業 空港機能強化検討調査業務委託

企画提案公募要領

1 目的

本要領は、「令和8年度 空港整備事業 空港機能強化検討調査」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

(1) 業務の名称

令和8年度 空港整備事業 空港機能強化検討調査業務委託

(2) 業務目的

コロナ禍で低迷した県内のインバウンドが着実に回復するなか、人口減少化においては、交流人口の拡大に向けたインバウンドの拡大が重要であることから、空港の機能強化は喫緊の課題であるほか、空港には、利用者の利便性向上や観光振興・地域経済への寄与、災害時の活動拠点や脱炭素化の取組みなど、様々な役割が求められている。

このため、本県では「空港機能強化検討会議」（以下、「検討会議」）を立ち上げ、山形空港及び庄内空港において、地域の発展のために空港に求められる役割と、その実現に向けて必要な空港機能強化等の方向性を取りまとめた「空港将来ビジョン」を策定する方針である。

本業務では、検討会議における議論を深めるため、滑走路延長等の空港機能強化の概略的な設計を行うとともに、今後の国際線及び国内線の需要動向や費用対効果分析の検討を行い、更なる結果等を検討会議へ提示し、意見を踏まえながら、空港将来ビジョン(案)を取りまとめるものである。

(3) 業務の内容

別添「令和8年度 空港整備事業 空港機能強化検討調査業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務実施期間

契約の日から令和9年2月26日まで

(5) 提案上限額

84,392,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募の資格は、以下の項目の全ての要件を満たす事業者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に係る「港湾及び空港」に記載されていること。

- ⑦ 次のいずれにも該当しないこと（令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- ア 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ⑧ 日本国内に主たる営業所を有すること。
- ⑨ 建設部門（選択科目を「港湾及び空港」とするものに限る。）に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）2名以上を名簿に登録していること。
- ⑩ 平成27年度以降において、国、地方公共団体又は空港管理会社が発注した次に掲げる全ての業務（同一名称でなくとも内容が合致していれば可）を元請（設計共同体の構成員にあっては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として実施した実績を有すること。なお、それぞれの業務実績は同一の契約である必要はない。
- ア 国内空港における「空港の施設[※]」の「基本調査」、「基本計画」又は「基本設計」に関する業務
 - イ 国内空港における将来の航空需要を推計する「航空需要予測」に関する業務
- ※「空港の施設」は『陸上空港の施設の設置基準と解説[国土交通省航空局](令和6年4月一部改正)』の第1章1.3で定義される「空港の施設」をいう。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

また、受託者候補を決定した後、契約の締結前までに当該選定者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、山形県が設置する「令和8年度空港整備事業 空港機能強化検討調査業務委託 プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において協議し決定することとする。

- ① 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積り金額が県の提示する提案上限額を上回るとき
- ⑥ 提案に関しての不正行為があったとき
- ⑦ その他、審査会において不適切と認められた場合

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 審査会において企画提案書を評価する。
- (2) 評価は、以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の視点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。

- ① 企画提案内容
- ② 業務遂行能力
- (3) 提出された企画提案書に基づき、各提案者の提案内容等について確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。その場合、日程等詳細については、企画提案書の提出者に別途連絡する。

5 企画提案書等に関する事項

(1) 参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

① 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 誓約書（様式2）：1部
- ウ 事業者概要書（様式3）：1部

② 提出方法

- ア 持参、郵送又は電子メールによる。
- イ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に「6 提出先及び問合せ先」へ持参すること。
- ウ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

③ 提出期限

令和8年3月27日（金）午後5時

④ 公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書及び参加資格要件に係る申請書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和8年4月3日（金）までに文書により通知する。

参加資格について不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

① 提出書類及び部数

- ア 企画提案書（様式4）：1部
 - イ 積算内訳書（様式5）：1部
- （※持参又は郵送の場合、CD-R等により電子データも併せて提出すること）

② 提出方法

上記(1)②に同じ

③ 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時

④ 企画提案書の内容

企画提案内容

(A) 空港将来ビジョンについて

- ・空港が果たすべき役割やその実現に向けて必要な空港機能強化等の方向性を整理する上で有効な手法

(B) 費用対効果分析について

- ・「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル※」を踏まえた県内空港の滑走路延長案に係る費用対効果分析において、便益や効果を算定する上で有効な手法

業務遂行能力

(C) 業務実施体制について

- ・本業務をどのような実施体制（業務体制、実施手順）で進めるのか。

(D) 過年度の実績について

- ・次に掲げる①及び②の主な業務実績を1件ずつ記載すること。なお、当該業務の業務期間や発注機関等の条件は、3(1)⑩に記載した条件と同一とする。

① 国内空港の将来ビジョンや将来構想等の策定業務

② 空港整備事業の費用対効果分析業務

留意事項

ア 企画提案は1テーマにつきA4版2枚以内とする。

イ 文章の補完のため、表、写真、イラスト等を用いることも可とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県 県土整備部 空港港湾課（空港担当）

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁11階）

電話：023-630-2629

メールアドレス：yminato(at)pref.yamagata.jp

(※送信の際は、(at)を@に置き換えてください)

7 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、「質問書（様式6）」により電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】空港機能強化検討調査業務委託」として、「6 提出先及び問合せ先」まで提出すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(2) 質問期限

令和8年4月9日（木）午後5時

(3) 質問等への回答

参加申込書の提出があった全社に対し電子メールにより回答する。ただし、独自提案等に関する質問については、当該質問者のみへの回答とする。

8 評価及び最優秀提案者の決定方法

(1) 審査会により、各審査員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。なお、評価点の合計が同一の者が2以上ある場合は、各審査員の採決により決定するものとする。

(2) ヒアリングを実施する場合、開催日時及び実施方法等は、別途提案者に通知する。

(3) 評価は別表「企画提案評価基準」に基づき、提出書類及び提案者からのヒアリング（実施した場合）により行う。なお、「5 企画提案書等に関する事項(2)」により提出した資料以外の追加は認めない。

(4) 評価の結果については、提案者全員に対し書面により通知する。

(5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できる場合は、当該者を最優秀提案者として選定する。

(6) 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

9 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書及び仕様書に記載され、審査会で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きを行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受注者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。

10 企画提案書提出後のスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年3月16日(月) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和8年3月27日(金) |
| (3) 参加資格の審査結果通知 | 令和8年4月3日(金) |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年4月9日(木) |
| (5) 企画提案提出期限 | 令和8年4月16日(木) |
| (6) 企画提案ヒアリング | 令和8年4月下旬(必要に応じ、別途通知) |
| (7) 評価結果通知 | 令和8年4月下旬(別途通知) |
| (8) 見積り合わせ | 令和8年5月上旬 |
| (9) 契約予定日 | 令和8年5月上旬 |

11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、一応者につき一件とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (6) 企画提案の手続及びこれに係る事務処理において、事務局職員が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等は本件に係る審査会でのみ使用し他の目的には使用しない。
- (8) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「6 提出先及び問合せ先」に報告すること。
- (9) 当該契約に係る県予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

企画提案評価基準

評価は評価表のa～jの項目毎に優、良、可の3段階で評価する。

企画提案内容

A	空港将来ビジョンについて (空港が果たすべき役割やその実現に向けて必要な空港機能強化等の方向性を整理する上で有効な手法)
B	費用対効果分析について (「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル」を踏まえた県内空港の滑走路延長案に係る費用対効果分析において、便益や効果を算定する上で有効な手法)

業務遂行能力

C	業務実施体制について (本業務をどのような実施体制(業務体制、実施手順)で進めるのか)
D	過年度の実績について ①国内空港の将来ビジョンや将来構想等の策定業務、②空港整備事業の費用対効果分析業務

<評価表>

評価項目			評価の着目点	配点		評価		
				項目別	配分			
企画提案内容	A	a	的確性	業務目的、業務内容を理解した提案か 背景や課題を的確に把握した提案か	35	15		
		b	実現性			実現可能な提案であるか	15	
		c	独創性			独創的な提案であるか	5	
	B	d	的確性	業務目的、業務内容を理解した提案か 背景や課題を的確に把握した提案か	35	15		
		e	着眼点			県内空港の特性を踏まえた提案であるか	10	
		f	有効性			有効な提案であるか	10	
業務遂行能力	C	g	業務体制	業務遂行のために適した資格や業務経験を有する業務体制か	20	10		
		h	実施手順			各業務内容の関係性を踏まえた実施手順か	10	
	D	i	①に関する業務	同等の業務の実績があるか	10	5		
		j	②に関する業務			同等の業務の実績があるか	5	
合計 100点								